

報告第4号

専決処分(専決第11号 備前市介護保険条例の一部を改正する条例)の承認を  
求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、  
同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和4年6月3日提出

備前市長 吉村 武司

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和4年3月31日

備前市長 吉村 武司

専決第11号 備前市介護保険条例の一部を改正する条例(令和4年備前市条例第19号)

令和4年備前市条例第19号

備前市介護保険条例の一部を改正する条例

備前市介護保険条例(平成17年備前市条例第150号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

報告第4号参考資料  
備前市介護保険条例改正前後対照表

	改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>7 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合)にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第8条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>7 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合)にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第8条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	